

## 第35回 蘭越町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成29年5月31日(火) 午後5時00分から午後6時00分
- 2 開催場所 蘭越町役場3階委員会室
- 3 出席委員 14人  
会長 8番 福村 正見  
会長職務代理 5番 中井 悟  
委員 1番 椿 新二 2番 山田 清隆  
3番 向山 博 6番 安田 伸二  
7番 親谷 隆 9番 高山 重人  
10番 西元 道啓 11番 柳谷 要  
12番 近藤 一祝 13番 天水さとい  
14番 小川 秋人 15番 岩間 勇市
- 4 欠席委員 なし
- 5 議事日程  
第1 会議録署名委員の指名について  
第2 会期の決定について  
第3 諸報告について  
第4 議案第1号 現況証明願いについて  
第5 議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について  
第6 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について  
第7 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について  
第8 議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)について  
第9 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について  
第10 報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について  
第11 報告第3号 新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について  
第12 報告第4号 北海道四区選出国會議員要請活動について  
第13 報告第5号 北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会について
- 6 農業委員会事務局職員 事務局長 谷口 敦哉  
農地係長 上仙 知巳

## 7 会議の概要

- 議 長      ただいまの出席委員は、14名です。定足数に達しておりますので、これから第35回蘭越町農業委員会総会を開会いたします。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。
- それでは、日程にしたがって進めて参ります。  
                    日程第1、会議録署名委員の指名を行います。  
                    本日の会議録署名委員は私が指名してよろしいでしょうか。
- 全委員      異議なし。
- 議 長      それでは、10番西元委員と11番柳谷委員を指名いたします。日程第2、会期の決定についてを議題とします。本日の総会の会期は、本日1日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。
- 全委員      異議なし。
- 議 長      異議なしと認めます。  
                    よって、会期は本日1日間と決しました。  
                    日程第3、諸般の報告についてを議題とします。  
                    第34回の総会以降の諸般について、報告いたします。
- ・ 育苗施設作業慰労会
  - ・ 低気圧の強風による農業被害に伴う支援要望
  - ・ 平成29年度さけ・ます放流式
  - ・ 北海道4区選出国會議員要請活動
  - ・ 北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会
- 以上で諸般の報告を終わります。  
                    日程第4、議案第1号現況証明願いについて、NO1について、順次、調査員からご報告お願いいたします。
- 12番  
(近藤委員)      場所につきましては、立川集会所の近くになります。私と山田委員、小川委員と現地を確認しまして、現況は農地でありましたので報告いたします。
- 議 長      これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。議案第1号については調査員の報告を承認し、証明書を交付することとします。 日程第5、議案第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題とします。NO1について、上程します。 事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。
事務局 (上仙係長)	議案第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について、別紙のとおり、農地等の賃貸借の合意解約した旨の通知があったので、受理の可否について、議決を求める。平成29年5月31日提出、蘭越町農業委員長名。 貸主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。契約期間は平成24年4月27日から平成34年4月26日までで強化法によるものです。解約成立年月日、通知年月日は平成29年5月16日、土地引渡の日は平成29年8月末日です。解約の理由は、譲渡するため解約するものです。
議 長	それでは、NO1について、地区担当委員の補足説明をお願いします。
5番 (中井委員)	内容は事務局の説明のとおりでございます。後程、議案第4号の1番にでてきますので、その時に場所等について説明いたしますので、よろしくお願いいたします。
議 長	これから質疑に入ります。質疑ありませんか。
全委員	ありません。
議 長	質疑なしと認めます。本案は、原案のとおり受理してよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。
議 長	議案第2号は、原案のとおり受理することといたします。 日程第6 議案第3号農地法第3条の規定による許可申請につ

いてを議題とします。NO1からNO3について、一括、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局  
(上仙係長)

議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について、別紙の者から、農地等の所有権の移転及び賃借権の設定をするため、農地法第3条第1項の規定による申請書の提出があったので、許可の可否について、議決を求める。平成29年5月31日提出。蘭越町農業委員長名。

その1、譲渡人は〇〇〇 〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、〇〇により、農地を譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、〇〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、借受けしていた農地を買受けするものであり、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

その2、譲渡人は〇〇〇 〇〇〇さん、譲受人は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、畑が〇〇〇㎡、田が〇〇〇㎡です。権利の区分は所有権の移転です。譲渡理由は、〇〇により、農地を譲渡するものです。成立する法律関係は売買、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。権利移転の日は、農地法第3条許可の日です。

その3、貸主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、借主は〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。権利の区分は賃借権の設定です。貸付理由は、経営規模を縮小するため、農地を貸し付けするものです。成立する法律関係は賃貸借、価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は〇〇〇円です。権利設定の日は、農地法第3条許可の日、期間は、農地法第3条許可の日から平成32年5月31日までの3年間です。別紙、調査書をご覧ください。

その2、その3の〇〇さんの要件ですが、第2項第7号地域調和要件としては、申請地は、〇〇さんが経営する圃場に隣接する土地及び周辺に位置する土地であり、農地の集団化、農作業の効

率化、その他周辺地域における農業上の効率的利用に支障を生ずるものではないと判断いたしました。第1号から第6号については記載のとおりです。

以上のことから、その1からその3については、許可相当であろうと事務局では判断いたしました。

議長                    それでは、NO1からNO3について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

5番  
(中井委員)            1番につきまして、内容は事務局の説明のとおりでございます。場所でございますけれども、〇〇から〇〇に向かう〇〇がありますけれども、その〇〇のところに1筆〇〇さんの土地があり、そこから〇〇に細長くなっている土地でございます。〇〇さんと隣接する土地にあたります。単価につきましては、ちょっと安いですが、現在荒れているということでこのような単価になりました。

続きまして番号2番でございますけれども、内容は事務局の説明のとおりでございます。場所は、〇〇に〇〇さんの〇〇がありますけれども、その道路向かいになります。現在は荒れている状態でございます。

続きまして3番でございますけれども、〇〇さんが水田を作らないということで、他の田んぼにつきましては既に決まっておりましたけれども、この土地だけ残っており、〇〇さんが作ることになりました。場所につきましては、〇〇さんの住宅から〇〇に向かっていきますと1筆ございますが、その次の土地でございます。内容につきましては、事務局の説明のとおりでございますのでよろしく願いいたします。

議長                    これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員                    ありません。

議長                    本案については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全委員                    異議なし。

議 長

議案第3号は、原案のとおり許可することといたします。

日程第7、議案第4号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。NO1からNO7について、一括上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局  
(上仙係長)

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、蘭越町長から決定を求められた別紙の農用地利用集積計画の可否について、議決を求める。平成29年5月31日提出。蘭越町農業委員長名。

その1、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は所有権の移転、成立する法律関係は売買です。所有権移転の時期と土地の引渡し時期は、いずれも平成29年9月1日、対価の支払期限は平成29年8月末日です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。譲渡理由は、耕作者の希望により、農地を売却するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、借り受けしていた農地の買い受けであり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その2、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田が〇〇〇㎡、畑が〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年6月7日から平成39年6月6日までの10年間です。価格は田が〇〇〇円、畑が〇〇〇円、10a当たりの価格は、田が共済水張面積価格で〇〇〇円、畑が〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新

であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その3、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年6月7日から平成30年6月6日までの1年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その4、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年6月7日から平成39年6月6日までの10年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は、共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、契約を更新して、農地の貸し付けを継続するものです。別紙、調査書をご覧ください。

〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、契約の更新であり、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号口から第4号については記載のとおりです。

その5、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇m<sup>2</sup>です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年6月7日から平成30年6月6日までの1年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は共済水張面積価格で〇〇〇円です。貸付理由は、耕作できない農地を貸し付けするものです。

その6、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年6月7日から平成30年6月6日までの1年間です。価格は〇〇〇円、10a当たりの価格は共済水張面積価格〇〇〇円です。貸付理由は、耕作できない農地を貸し付けするものです。別紙、調査書をご覧ください。

その5、その6の〇〇さんの要件ですが、第3項第2号イの全部効率利用要件としては、〇〇さんの経営農地は全て耕作されており、所有する農機具や労働力等から見て、今後においても全ての農地について効率的に利用して耕作を行うであろうと判断いたしました。第2号ロから第4号については記載のとおりです。

その7、利用権の設定等を受ける者は、〇〇〇、利用権の設定等をする者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定等の種類は賃借権の設定、成立する法律関係は賃貸借です。契約期間は平成29年6月7日から平成39年6月6日までの10年間です。価格は、田で〇〇〇円です。10a当たりの価格は〇〇〇円です。貸付理由は、返還された農地を、耕作できないので〇〇に貸し付けするものです。

その7につきましては、〇〇〇に係る賃貸借です。

以上のことから、この計画は適正であろうと事務局では判断いたしました。

議長

それでは、NO1からNO7について、順次、地区担当委員の補足説明をお願いします。

5番  
(中井委員)

内容につきましては、事務局の説明のとおりでございます。単価が水張〇〇〇円になりましたけれども、〇〇さんが〇〇にたいへん〇〇になったということで、〇〇でもありますので、〇〇させてこのようになりました。場所につきましては、〇〇〇さんの住宅の横になります。以上になりますのでよろしく願いいたします。

2番  
(山田委員)

番号2番、3番の件でございます。2番につきまして、〇〇さんが〇〇ため、〇〇の〇〇さんと契約することになりました。内



容については事務局の説明のとおりです。

3番の場所については、〇〇の〇〇の横になります。後は事務局の説明のとおりですのでよろしくお願いいたします。

13番  
(天水委員)

番号4番ですけれども、内容は事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇の〇〇の所です。よろしくお願いいたします。

3番  
(向山委員)

番号5番、6番について説明いたします。内容は事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇から〇〇を渡って〇〇を過ぎて、〇〇と〇〇の〇〇のあるところですか。〇〇の手前ということで、右左両方です。現地で昔から誤認があったみたいで、親谷委員と相談して現地指導しました。7メートルぐらい入り込んでいたので、そこに杭を打って作付けしないよう指導しております。以上でございます。

9番  
(高山委員)

番号7番の件です。内容は事務局の説明のとおりです。場所は、〇〇さんの〇〇から、〇〇寄り、西側ですけれども300mぐらいのところにあります。以上です、よろしくお願いいたします。

議長

これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。本案は、異議のないものとして決定してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

議案第4号は、原案のとおり決定し、その旨町に通知いたします。

日程第8 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画案についてを議題とします。NO1について、上程します。

事務局から議案の朗読及び説明をお願いします。

事務局  
(上仙係長)

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画(案)について。農地中間管理事

業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用配分計画（案）の提出にあたり、蘭越町長から意見を求められた別紙の農用地利用配分計画（案）の適否について、議決を求める。平成29年5月31日提出。蘭越町農業委員長名。

権利の設定を受ける者は、〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さん、権利の設定をする者は、〇〇〇。土地は〇〇〇番〇〇、田で〇〇〇㎡です。利用権設定の種類は、賃借権の設定です。成立する法律関係は賃貸借、期間は平成29年6月7日から平成39年6月6日までの10年間です。価格は〇〇〇円です。借受理由としては、経営規模を拡大し、経営の安定化を図るものです。

当計画は、同地区内に担い手が少なく、〇〇が耕作する圃場への経路地に当該地が位置していることから、借り手を選定しているものであり、計画は適当であろうと事務局では判断いたしました。

議 長                    それでは、NO1について、地区担当委員の補足説明をお願いします。

9 番                    議案第4号の7番の土地です。場所は、〇〇さんの〇〇から、  
(高山委員)            〇〇寄り、西側ですけれども300mぐらいのところにあります。  
以上です、よろしくをお願いします。

議 長                    これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

全委員                    ありません。

議 長                    質疑なしと認めます。本案は、異議のないものとして決定して  
よろしいでしょうか。

全委員                    異議なし。

議 長                    議案第5号は、原案のとおり決定し、その旨町に通知いたします。

日程第9 報告第1号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局より報告願います。

事務局  
(上仙係長)

報告第1号 平成29年5月8日付けで、〇〇〇 〇〇〇さん、同じく〇〇〇 〇〇〇さんから、〇〇〇番〇〇について、相続により所有権を取得した旨の届出があったので、報告いたします。

議長

日程第10 報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より報告願います。

事務局  
(上仙係長)

報告第2号 〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんの農業者年金農業者老齢年金裁定請求書を、平成29年5月9日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議長

日程第11 報告第3号 新農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より報告願います。

事務局  
(上仙係長)

報告第3号 〇〇〇番地〇〇 〇〇〇さんの新農業者年金農業者老齢年金裁定請求書を、平成29年5月9日付けで、農業者年金基金に提出しましたので報告します。

議長

日程第12 報告第4号 北海道四区選出国會議員要請活動について、日程第13 報告第5号 北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会について、関連がありますので一括して事務局より報告願います。

事務局  
(谷口局長)

行政報告にもありますように、5月28日と29日に北海道4区選出国會議員要請活動と北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会に会長と出席してまいりました。

はじめに北海道4区選出国會議員要請活動ですけれども、皆様のお手元に資料1として要望書をお配りさせていただいております。北海道後志の農業者が求める要望書ということで、大きく4点について要望をいたしております。この中で蘭越町農業委員会としても皆さんからの意見集約、また、地方連の総会時に会長からも意見を申し上げさせていただいており、その内容についても反映された形となっております。蘭越町農業委員会としては、基盤整備事業について、整備実施区域内に介在する河川敷地等の官有地については、河川法の関係から売渡が困難な場合も多く、整備が出来ない圃場や作業しやすい圃場にならないケースがありますので、河川整備と管理に特段の支障を及ぼさない範囲内で売渡

しを積極的に進めるよう要望する。もう一点は、経営所得安定対策について 安定的な経営が可能となるよう現場の実情にあった単価とすること、また、産地交付金については十分予算を確保することを要望する。こうした、皆さんからいただいた意見を役員会や幹事会で精査し、このような要望書という形で中村代議士へ要請して参りましたので後程お読みいただければと思います。

続いて、北海道選出国會議員要請集会及び全国農業委員会会長大会ですが、北海道選出国會議員要請集会は、例年どおり星陵会館で、29日朝9時5分から行われまして、最初に与党の国會議員、その後に野党の国會議員に対し要請活動を行い、北海道選出国會議員29名中、13名の議員が出席され、北海道からは180名の会長さんと事務局、役員が出席いたしました。

要請書の中身としては、各地方連から寄せられた要望や意見に基づきまして、北海道農業会議が精査し、国際交渉における基本的な姿勢にはじまり、農業委員会組織の体制強化と予算確保等、11項目にわたって要望する内容となっております。

資料2として要約版をお配りしておりますが、国際交渉において本道農業の持続的発展に支障を及ぼすことの無いよう万全の措置をとること、北海道の立地性を踏まえ所有権移転の促進が図られるよう対策を講じること、地域未来投資促進法に伴い優良農地の確保をしっかりと図ること、新規就農者支援制度とは別に農業後継者に対する支援を創設すること、また、福村会長から要望しました基盤整備における河川敷地官有地の売渡しについても同様に要望する内容として盛り込まれております。今後における全国的な農政の課題、また、北海道の実情に合わせた課題解決策などに視点をおいた内容として要請させていただきましたので後程お読みいただければと思います。

また、全国農業委員会会長大会についてですが、開催に先立ちまして、第9回耕作放棄地発生防止対象活動の表彰も行われ、全国24組織が受賞されております。その後会長大会が開催され、全国から約1,800人の農業委員会長や関係機関、また、山本農林水産大臣をはじめ多数の国會議員のご列席のもと盛会に開催されておりましたので報告いたします。

以上、報告4・5について報告させていただきました。

議長

只今、局長のほうから要望等について、報告いただきましたけれども、基盤整備に係る河川敷地等の問題は全道的に大変だとい

うことです。この案件につきましては、中村代議士からお話がありまして、基盤整備を進めるにあたり、どういった状況なのか個別にそれぞれやっていったほうが良いのではないかと話しておりました。国の要望ということですが、道にも要望するというものでした。こういった内容については、村田道議と話し合って進めていくと言っていたいただきました。

皆さんから何かご質問等ございますか。

全委員

ありません。

議長

以上で、本日の議案審議並びに報告事項は、すべて終了いたしました。

これをもって第35回農業委員会総会を終了いたします。

午後 6 時 0 0 分終了

以上のとおり会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名押印する。

平成 年 月 日

議長 ㊟

署名委員 ㊟

署名委員 ㊟